

地域医療連携推進法人尾三会の定款変更（潜在看護師再教育等事業）について

地域医療連携推進法人尾三会（以下「尾三会」という。）において、愛知県地域医療構想を実現するため、資質の高い保健医療従事者の養成を図る必要があることから、定款第5条の医療連携推進業務に有料職業紹介事業を追加する。

1 事業の目的

尾三会において、参加法人へ潜在看護師の職業紹介を行い、人材確保を図るとともに、資質の高い保健医療従事者を養成するため、潜在看護師に対して、参加病院である藤田医科大学病院で看護技術修得を目指した再教育研修を実施する。

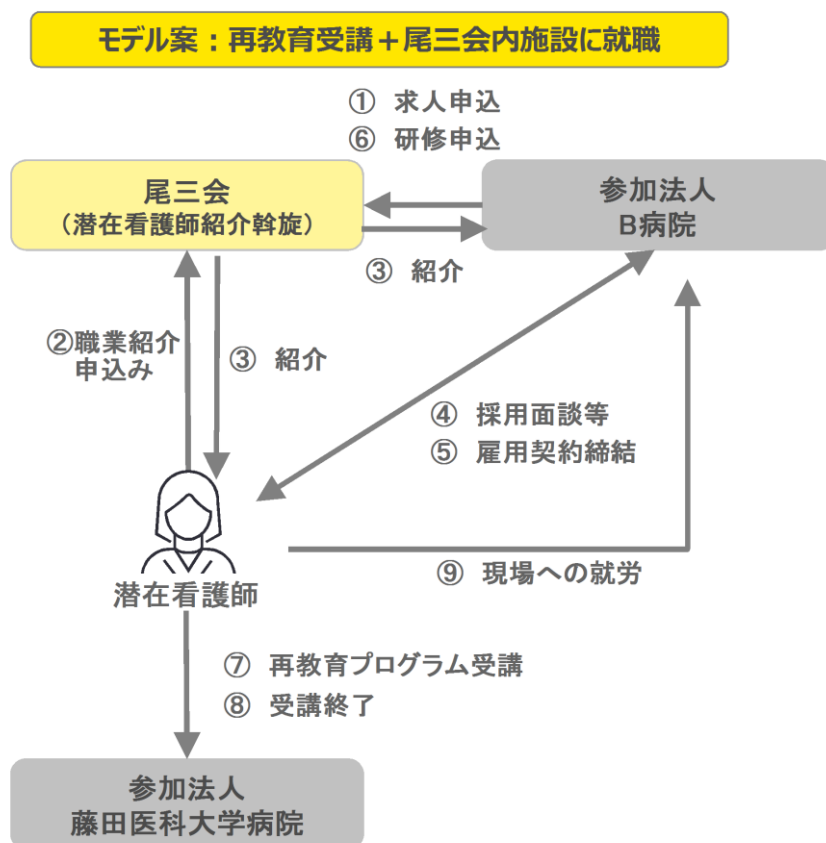
2 事業の概要

尾三会は、看護実践に不安がある潜在看護師からの職業紹介の申込みを受け、求人申込のあった参加病院とのマッチングを行う。

参加病院と潜在看護師において雇用契約が締結した場合、尾三会は、当該看護師に対して委託先である藤田医科大学病院において再教育研修を実施する。

雇用契約締結後、参加病院は尾三会へ職員紹介・研修費用として「人材紹介手数料」を支払い、尾三会は藤田医科大学病院へ「再教育事業委託料」を支払う。

<イメージ図>



※⑤の雇用契約締結後、B病院は再教育期間中も潜在看護師へ給与を支払う。

定款一部変更

1. 変更の理由

- ・第5条：地域医療構想推進に向けた事業内容を明確にするため。

2. 新旧対照表

(下線部が変更箇所)

新	旧
<p>第1条乃至第2条 (省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第3条 本法人は、医療連携推進方針に基づき、参加病院等の相互間の機能及び業務の連携に関する医療連携推進業務を行い、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資することを目的とする。</p> <p>(医療連携推進業務)</p> <p>第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う</p> <p>(1) 医療・介護従事者の資質向上に関する共同研修</p> <p>(2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入</p> <p>(3) 医療・介護従事者の<u>人事交流</u></p> <p>(4) 情報機器の共同利用</p> <p>(5) 医療事故調査における連携</p> <p>(6) 病院給食、介護・福祉給食サービスの共同化</p> <p><u>(7) 有料職業紹介</u></p> <p><u>(8) 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>以下 省略</p>	<p>第1条乃至第2条 (省略)</p> <p>第3条 (省略)</p> <p>(医療連携推進業務)</p> <p>第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う</p> <p>(1) 医療・介護従事者の資質向上に関する共同研修</p> <p>(2) 医薬品・医療機器の共同購入の調整、その他の物資の共同購入</p> <p>(3) 医療・介護従事者の<u>相互派遣</u></p> <p>(4) 情報機器の共同利用</p> <p>(5) 医療事故調査における連携</p> <p>(6) 病院給食、介護・福祉給食サービスの共同化</p> <p>(新設)</p> <p><u>(7) 前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>以下 省略</p>

医療連携推進方針一部変更

1. 変更の理由

事業内容を明確にするため

2. 新旧対照表

新	旧
<p>1 乃至 3 (現行のとおり)</p> <p>4. 「病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標」 (中略)</p> <p>・グループ内施設間における医療・介護従事者等の<u>人事交流</u>を実施し、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。</p> <p>具体的には、特に必要性の高い地域医療構想区域に対し、医療施設従事者が多い尾張東部構想区域から、不足地域医療構想区域に対し、グループ内施設を通じて<u>人事交流</u>を実施し、地域偏在の解消、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。</p> <p><u>さらに、地域の潜在看護師が自信を持っていきいきと働くための支援として、医療安全を基盤とした看護技術習得を目指した再教育及び就労支援を実施することにより、地域医療に貢献していきます。</u></p> <p>(中略)</p> <p>・介護・医療従事者等の<u>人事交流</u>を通じて、在宅診療等の充実化に貢献いたします。</p> <p>具体的には、各地域医療構想区域の必要度に応じたグループ内施設への<u>人事交流</u>を通じて、医療必要度の高い利用者に対応できる介護施設や在宅診療の充実に貢献いたします。</p> <p>(以下現行のとおり)</p>	<p>1 乃至 3 (省略)</p> <p>4. 「病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標」 (中略)</p> <p>・グループ内施設間における医療・介護従事者等の相互派遣を実施し、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。</p> <p>具体的には、特に必要性の高い地域医療構想区域に対し、医療施設従事者が多い尾張東部構想区域から、不足地域医療構想区域に対し、グループ内施設を通じて<u>派遣</u>を実施し、地域偏在の解消、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。</p> <p>(中略)</p> <p>・介護・医療従事者等の<u>相互派遣</u>を通じて、在宅診療等の充実化に貢献いたします。</p> <p>具体的には、各地域医療構想区域の必要度に応じたグループ内施設への<u>派遣</u>を通じて、医療必要度の高い利用者に対応できる介護施設や在宅診療の充実に貢献いたします。</p> <p>(以下省略)</p>

※改正部分に下線

【参考】

平成29年3月29日愛知県医療審議会医療体制部会における地域医療連携推進法人の認定及び代表理事の選定の認可に対する付帯決議文

地域医療連携推進法人が業務を行う医療連携推進区域は、地域医療構想区域と整合的になるよう定めることが原則であり、2以上の構想区域にわたる医療連携推進区域を定める場合にはその理由と必要性について十分精査することが必要であると規定されている。

今回の認定審査対象法人は愛知県下の7つの構想区域に及ぶものであるが、平成29年3月29日の医療体制部会での質疑応答は、この点で各委員の疑念を払拭するに至っていない。

地域医療構想の本来趣旨に基づけば、多数の構想区域にまたがって業務を行おうとする今回の認可審査対象法人の存在は、各構想区域における自主的な取り組みを阻害し、参加法人とそれ以外の機関との無用な競争を助長することが強く懸念される。

愛知県の地域医療構想達成のため、不断の努力を続けている各地域の医療関係者の努力が毀損されることがないように、万全の配慮がなされるべきである。

今回申請された地域医療連携推進法人は、以下の二点を付帯決議事項として認可するものである。

- 1 本法人はその参加法人と業務範囲が多数の構想区域にまたがる地域医療連携推進法人であるため、その法人の事業運営にあたっては、それぞれの構想区域の医療関係者が、地域医療達成に向けて現在すでに行いつつあり、将来行うとしている取り組み内容を十分に理解し尊重すること。
- 2 法人運営がその理念通り適切に運営されている状況について、愛知県医療審議会医療体制部会に、毎年報告すること。

医療連携推進方針

1. 医療連携推進区域

愛知県名古屋市緑区、名古屋市天白区、名古屋市南区、岡崎市、豊川市、刈谷市、豊田市、東海市、大府市、知立市、豊明市、日進市、みよし市、西尾市、愛知郡東郷町

2. 参加法人、参加病院等

- ・南医療生活協同組合 総合病院南生協病院
- ・医療法人清水会 相生山病院
- ・医療法人なるみ会 第一なるみ病院
- ・医療法人コジマ会 ジャパン藤脳クリニック
- ・医療法人 みどり訪問クリニック
- ・医療法人並木会 並木病院
- ・医療法人愛整会 北斗病院
- ・医療法人鉄友会 宇野病院
- ・医療法人十全会 三嶋内科病院
- ・医療法人木南舎 富田病院
- ・医療法人葵 葵セントラル病院
- ・医療法人宝美会 総合青山病院
- ・医療法人明和会 辻村外科病院
- ・医療法人社団同仁会 一里山・今井病院
- ・公益財団法人 豊田地域医療センター
- ・医療法人贈恩会 小嶋病院
- ・医療法人利靖会 前原整形外科リハビリテーションクリニック
- ・医療法人 秋田病院
- ・学校法人藤田学園 藤田医科大学病院
- ・社会福祉法人あかいけ寿老会 特別養護老人ホーム寿老苑
- ・医療法人名翔会 老人保健施設和合の里
- ・社会福祉法人東郷福祉会 特別養護老人ホームイースト・ヴィレッジ
- ・社会福祉法人福田会 特別養護老人ホーム豊明苑
- ・医療法人財団善常会 善常会リハビリテーション病院
- ・医療法人社団福祉会 高須病院
- ・医療法人秀麗会 山尾病院
- ・医療法人幸寿会 平岩病院
- ・社会福祉法人地域福祉コミュニティほほえみ 地域密着型特別養護老人ホームひらばりみなみ
- ・医療法人寿光会 寿光会中央病院
- ・医療法人大医会 日進おりど病院

3. 理念・運営方針

(理念)

尾三会は、広域をカバーする高度・専門医療を安定的に供給する一方で、地域住民の皆様が

住み慣れた地域を中心に、切れ目なく適切な医療・介護サービスを利用できるよう、高度急性期医療と地域包括ケアの連携モデルを構築し、愛知県地域医療構想の確実な実現に貢献いたします。

(運営方針)

尾三会では、愛知県地域医療構想実現のため、以下の取組みを実施いたします。なお、病床機能調整を含む地域医療構想は、地域医療構想調整会議において検討の上その実現を図るため、尾三会は、参加法人を通じ、地域医療構想実現に向けてのノウハウや仕組みの提供、医療従事者の質の向上や職員派遣といった支援により、地域医療構想の実現に寄与いたします。

- ① 特定機能病院として広域への高度急性期医療の提供や、医療資源（医療従事者等）の適正配置及び医療・介護連携モデルの提供等を通じて回復期病床及び在宅診療等の充実化を促進いたします。
- ② 広域を担う特定機能病院と、地域医療構想区域の地域包括モデルとの連携促進により、地域住民が住み慣れた地域で、切れ目なく適切な医療・介護サービスを利用できる広域連携モデルの構築に寄与いたします。
- ③ 厳しい経営環境において持続可能性を維持しつつ、地域医療構想に柔軟に対応できるよう、参加法人の経営に資する医薬品等の共同購入等を支援いたします。

4. 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

- ・グループ内施設の機能の分化について

特定機能病院である藤田医科大学病院は、多くの医療圏をカバーしており、その他のグループ内施設は連携して各地域に必要な急性期以降の機能を担います。具体的には、特定の医療圏における疾患を対象としたワーキンググループを立ち上げ、連携モデルの具体的な推進を図ります。

- ・グループ内施設間における医療・介護従事者等の相互派遣を実施し、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。

具体的には、特に必要性の高い地域医療構想区域に対し、医療施設従事者が多い尾張東部構想区域から、不足地域医療構想区域に対し、グループ内施設を通じて派遣を実施し、地域偏在の解消、回復期機能や在宅医療の充実化を図ります。

- ・医療・介護従事者向け勉強会や研修業務の共同実施を通じ、回復期機能及び在宅医療の充実化を図ります。

具体的には、藤田医科大学病院で行われる勉強会や外部講師を招いて行われるセミナー等をグループ内施設の医療従事者向けにオープン化することや、藤田医科大学包括ケア中核センターを中心に、回復期機能や在宅医療に関わる医療・介護従事者向け研修を実施いたします。また、グループ内施設のニーズを把握し、医療・介護従事者向けの研修会や研修業務の企画立案をし、グループ内施設の職員を講師として派遣をすることで、地域全体での医療・介護サービスの質の向上に貢献します。

- ・グループ内施設間での患者情報の共有化モデルを確立します。

具体的には、高度急性期医療を担う藤田医科大学病院の電子カルテシステムを拡張し、高度

急性期から在宅医療までの一連の流れの中で患者情報を電子的に共有します。将来的に、より効率的に情報システムを利用するための方法等について検討します。

- ・グループ内施設に対して医療事故調査等に関する業務の連携を実施し、安全な地域医療の実現に貢献します。

具体的には、医療事故対応の経験やノウハウ、専門家の知識等膨大なデータを有する藤田医科大学を中心に、専門医の派遣や解剖、死亡時画像診断(Ai)等を活用することでグループ内施設における医療事故発生時の対応を支援し、適切に医療事故報告制度に基づく調査報告を実施できるようにします。

- ・医薬品の一括交渉を通じ、グループ内施設の経営の効率化を図ります。

具体的には、平成29年10月より開始した医薬品の一括価格交渉の継続的な実施を通じて、グループ内施設の経営効率化の実現に寄与します。また、後発医薬品に関しては、フォーミュラーへの取り組みを進めることで、ジェネリック医薬品の安定供給や効果的な交渉の実現を図ります。

- ・医療機器等の共通化及び一括価格交渉を通じ、グループ内施設の経営の効率化を図ります。

具体的には、グループ内施設が共通で購入する比較的高額な医療機器及び診療材料等についての調査と価格交渉を実施し検討します。また、自動車リースなど価格交渉の対象範囲の拡大を検討し、グループ内施設の経営の効率化の実現に寄与します。

- ・グループ内施設における給食サービスの共同化を実施し、適切な配食と経営の効率化を図ります。

具体的には、藤田医科大学病院が実施している適時適温の食事提供システムを、グループ内施設で共同実施することを目指します。

5. 介護事業その他地域包括ケアの推進に資する事業に関する事項

- ・先進的な地域包括ケアモデル情報を地域医療構想区域に対し提供します。

具体的には、既に豊明市において藤田医科大学が実施している地域包括ケアモデルを参考に、各地域医療構想区域に適したモデルの構築に貢献いたします。

- ・「暮らし」を支える在宅診療のシステム化に貢献いたします。

具体的には、前述の藤田医科大学が実施している地域包括ケアモデルを参考に、各地域医療構想区域における医師会と連携し、開業医の先生方が実施する訪問診療を補完する訪問看護等の体制整備、急変時に備えた24時間365日オンコール体制によるバックアップ、24時間看取りとターミナルケアのサポート体制の構築を通じ在宅医療の充実に貢献いたします。

- ・介護・医療従事者等の相互派遣を通じて、在宅診療等の充実化に貢献いたします。

具体的には、各地域医療構想区域の必要度に応じたグループ内施設への派遣を通じて、医療必要度の高い利用者に対応できる介護施設や在宅診療の充実に貢献いたします。

- ・グループ内施設間での患者・利用者情報の共有化モデルを確立します。

具体的には、前述のとおり、患者及び利用者情報を電子的に共有化する仕組みを構築して活用し、各医療機関及び介護施設等が連携して患者ニーズに合った適切な医療や介護の継続的な提供を実現いたします。

(記載上の注意事項)

- 「2」については、参加法人、参加病院等及び参加介護施設等の名称を記載すること。

- 「4」については、地域医療構想の達成の観点から参加病院等が実施する機能分担及び業務連携について記載すること。

- 「5」については、医療法第70条の2第4項に基づき、参加病院等及び参加介護施設等の相互間で業務連携を実施する場合に記載すること。